4－2－2－1　オプトアウトによる第三者提供を受ける場合（規則第17条第１項第１号関係）

規則第17条（第１項）

1　法第26条第３項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1)　個人情報取扱事業者から法第23条第２項の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイからホまでに掲げる事項

イ　個人データの提供を受けた年月日

ロ　法第26条第１項各号に掲げる事項

ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ　当該個人データの項目

ホ　法第23条第４項の規定により公表されている旨

個人情報取扱事業者が、オプトアウトによる個人データの第三者提供を受ける場合は、次の項目を記録しなければならない。

(1)　「当該個人データを受けた年月日」

(2)　「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名」

「法第26条第１項各号に掲げる事項」として、同項第１号の「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名」を記録しなければならない。

(3)　「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」

「法第26条第１項各号に掲げる事項」として、同項第２号の「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」を記録しなければならない。

「取得の経緯」の詳細については、「3－1－2　第三者による個人データの取得の経緯」を参照のこと。

具体的には、法第26条第１項に基づき確認した取得の経緯の具体的内容を記録する方法のほか、確認を行った取得の経緯を示す契約書その他の書面自体を保存するする方法等がある。

(4)　「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」

「4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供(3)」を参照のこと。

(5)　「当該個人データの項目」

「4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供(4)」を参照のこと。

(6)　「個人情報保護委員会により公表されている旨」

個人情報保護委員会により公表されていない個人情報取扱事業者からオプトアウトにより個人データの提供を受けた場合は、不正の手段による取得（法第17条第１項）に該当するおそれがある。

4－2－2－2　本人の同意に基づき第三者提供を受ける場合（規則第17条第１項第２号関係）

規則第17条（第１項）

1　法第26条第３項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1)　（略）

(2)　個人情報取扱事業者から法第23条第１項又は法第24条の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第23条第１項又は法第24条の本人の同意を得ている旨

ロ　前号ロからニまでに掲げる事項

(3)　（略）

個人情報取扱事業者が、本人の同意に基づき個人データの第三者提供を受ける場合は、次の項目を記録しなければならない。

(1)　「法第23条第１項又は法第24条の本人の同意を得ている旨」

「4－2－1－2　本人の同意による第三者提供(1)」を参照のこと。

(2)　「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名」

「4－2－2－1　オプトアウトによる第三者提供を受ける場合(2)」を参照のこと。

(3)　「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」

「4－2－2－1　オプトアウトによる第三者提供を受ける場合(3)」を参照のこと。

(4)　「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」

「4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供(3)」を参照のこと。

(5)　「当該個人データの項目」

「4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供(4)」を参照のこと。

4－2－2－3　私人などから第三者提供を受ける場合（規則第17条第１項第３号関係）

規則第17条（第１項）

法第26条第３項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1)(2)　（略）

(3)　第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合　第１号ロからニまでに掲げる事項

個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は法第２条第５項各号に掲げる者（「2－1－3　第三者が法第２条第５項各号に掲げる者である場合」参照）以外の者から、個人データの提供を受ける場合は、次の項目を記録しなければならない。

(1)　「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名」

「4－2－2－1　オプトアウトによる第三者提供を受ける場合(2)」を参照のこと。

(2)　「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」

「4－2－2－1　オプトアウトによる第三者提供を受ける場合(3)」を参照のこと。

(3)　「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」

「4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供をする場合(3)」を参照のこと。

(4)　「当該個人データの項目」

「4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供をする場合(4)」を参照のこと。

＜受領者の記録事項＞

	提供を受けた年月日	第三者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	個人データの項目	個人情報保護委員会による公表	本人の同意
オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	○	○	